

# 14. 校友会

本会は大阪医療福祉専門学校校友会と大阪医療福祉専門学校同窓会から構成するものを称す。

## (1) 校友会会則

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は大阪医療福祉専門学校校友会と称す。
- 第2条 本会は大阪医療福祉専門学校の全在校生により構成する。
- 第3条 本会は学生生活全般の向上を計り、各学科間、各学年間相互の親睦と交友を目的とする。

### 第2章 機 関

- 第4条 本会は下記の機関を有する（図2系統図参照）。  
体育会・文化会・学術会

### 第3章 総 会

- 第5条 本会の決議に関しては、校友会総会の出席者の単純多数決で行う。  
総会の成立に関しては総会日程を掲示板に掲示し、対象者は全在校生とする（欠席者はすべての権限を議長委任とする）。  
ただし、賛否同数のときは議長に決定権を委ねる（本総会に関しては、会長が議長となり開催する）。
- 第6条 本会の任務は次のとおりとする。
- ・学校の年間行事等の予算案作成
  - ・学校の年間行事等の執行
  - ・校友会主催の各行事の開催
  - ・各クラブの統括及び対外的な活動
  - ・その他学生活動の中心となる 等

### 第4章 役 員

- 第7条 校友会役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。
- 第8条 校友会役員の構成は下記の通りとする。
- |     |    |     |    |
|-----|----|-----|----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 1名 |
| 書 記 | 1名 | 会 計 | 2名 |
- 第9条 体育会・文化会・学術会は、本会の運営に参画し、補助する機構とする。  
クラブ代表（文化系・体育系・学術系各1名）  
体育委員代表（各科1名）  
文化委員代表（各科1名）  
学術委員代表（各科1名）
- 第10条 体育会・文化会・学術会は、各会体育系文化系及び、学術系のクラブと各クラス2名ずつの体育委員・文化委員・学術委員より構成され各会代表により、各決定事項の審議を行うための機関とする。
- 第11条 校友会役員は、学内で選挙により決定する。

### 第5章 役員会

- 第12条 各会の役員定例会は、原則として毎月1回実施し、顧問に報告書提出の義務がある。  
なお、必要に応じて各会で召集をかけた臨時会議を開くことができる。

### 第6章 会 計

- 第13条 本会の予算はすべて校友会費よりまかなわれる。
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年

3月31日までとする。

第15条 行事予算については予算案を作成して総会で決議を得なければならない。

第16条 予算決算に関して、役員会は年度中間、年度末に決算報告書及び翌年度予算案（予算案は年度末のみ）を作成し、顧問会に提出する義務を有し、掲示等にて全校学生に公表する義務がある。

## 第7章 付 則

第17条 本会則は平成14年4月1日より施行する。本会則は平成28年4月1日より一部改正により施行する。

### クラブ及び同好会活動規定（補足）

#### 1. クラブについて

(1) 毎年、年度初めにクラブ申請および継続手続きを速やかに行い、学友会に登録する。

(2) クラブ申請については、下記の必要書類を提出する。

- ① クラブ申請書（新規・継続）
- ② 部員名簿
- ③ 年間スケジュール予定表
- ④ クラブ活動記録

※新規のみとし、3ヵ月後（4～6月分）の活動記録を提出する。

(3) クラブが承認されるまで（図1）

(4) クラブ成立条件

- ① 部員数が10名以上であること。
- ② 専任教職員の顧問（複数）がいること。

(5) クラブ活動について

- ① 定期的に活動を実施していること。
- ② 毎月の活動計画（スケジュール表）を顧問を通じて体育会・文化会・学術会に提出すること。
- ③ クラブ活動日誌を作成し、毎回の記録をとること。

④ 各クラブの備品については、そのクラブが責任をもって保管すること。

⑤ 教室及びクラブの実習室使用については、顧問の許可並びに施設責任者の許可を得ること。

(6) 対外試合の届けおよび報告 ～体育会～

① 試合に参加するクラブにおいては、顧問を通じて事前に試合参加届を体育会に提出すること。

② 試合引率については、必ず顧問が行うこと。

※都合により顧問が引率できない場合は、代行を依頼すること。

③ 試合終了後、3日以内に報告書を提出すること。

(7) クラブ部長会議

① 年4回実施する。（5・7・10・1月）

② 出席対象者：クラブ部長およびマネージャー（同好会も同様）

※都合により、出席できない場合は、代行を依頼する。

③ 議題：活動報告（経費報告も含む）  
今後の活動予定等

④ 会議終了後、全部員に対し報告する義務がある。

#### 2. 同好会について

(1) 毎年、学期初めに同好会申請の手続きを速やかに行い、学友会に登録する。

(2) 同好会申請については、下記の必要書類を提出する。

- ① 同好会申請書
- ② 会員名簿
- ③ 年間スケジュール予定表

(3) 同好会が承認されるまで  
クラブ承認と同様

(4) 同好会成立の条件

- ① 会員数が5名以上であること。
- ② 専任教職員の顧問が1名いること。

(5) 同好会活動について

クラブ規定と同様

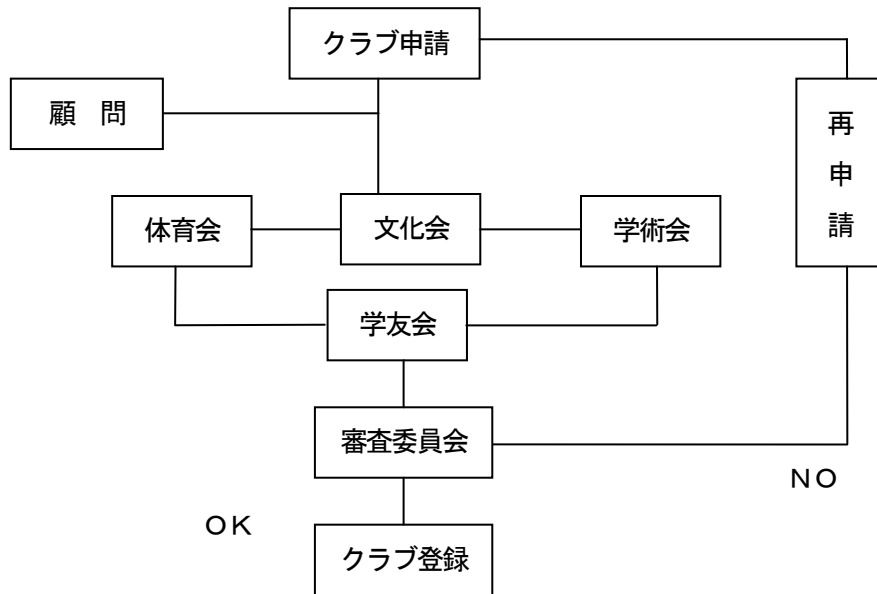
(6) 対外試合の届けおよび報告 ~体育会~

クラブ規程と同様

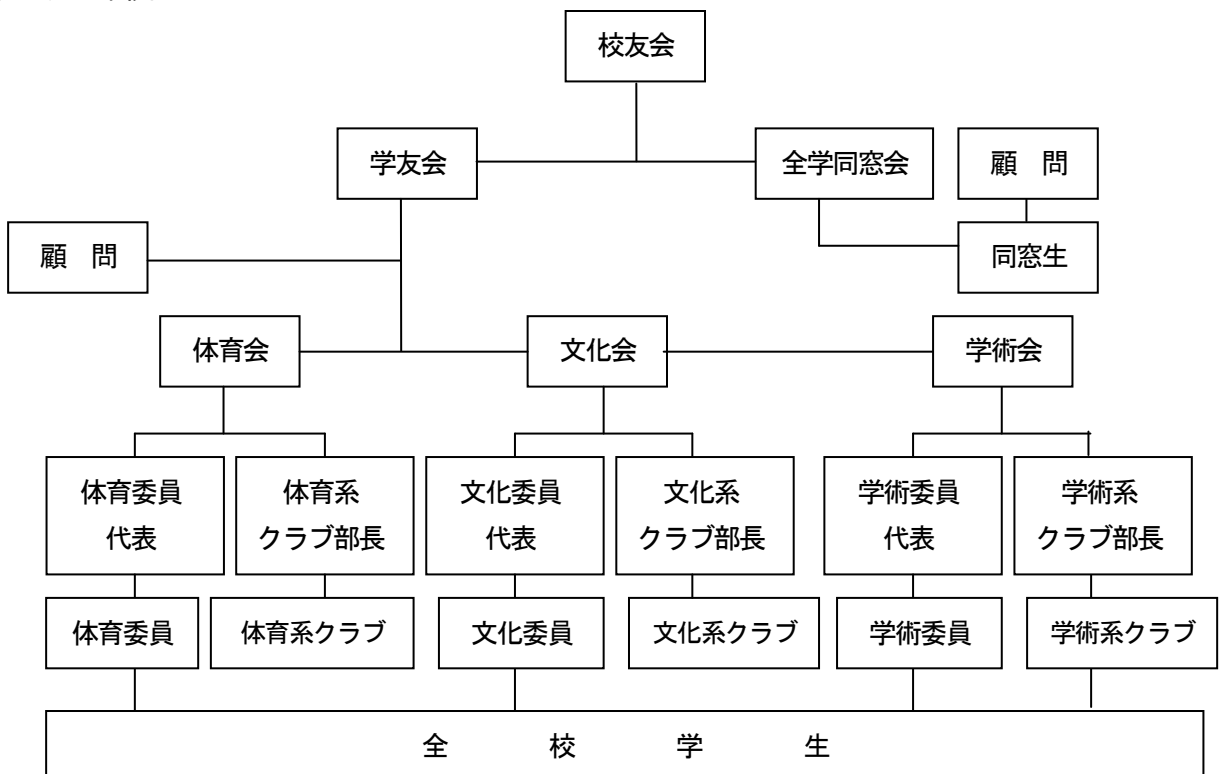
① 代表者は、クラブ部長会議に必ず出席すること。

※都合により、欠席する場合は代行を依頼すること

(図1) クラブが承認されるまで



(図2) 系統図



## (2) 全学同窓会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、「医療福祉全学同窓会」と称する。

第2条 本部は、大阪医療福祉専門学校内に設置する。

### 第2章 事 業

第3条 本会は、次の事業を主として行う。

- (1) 会員相互の親睦や扶助に関する事業
- (2) Web コンテンツ、新聞の発行に関する事業
- (3) 研究会、講演会、その他各種会合の開催する事業
- (4) 大阪医療福祉専門学校および各学科への援助及び協力に関する事業
- (5) その他、本会の目的達成上必要な事業

### 第3章 会 員

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 特別会員
  - ① 本校在任の現・旧教職員
  - ② 本校に関わる役員
  - ③ 講師（任意加入）
- (2) 正会員
  - ① 本校卒業生
  - ② 本校に在籍したことのある者で、本校入学時に同窓会費を納めた者

第5条 本会会員は住所、職業その他異動をそのつど本部へ届出をする。

### 第4章 役 員

第6条 本会は、次の役員を置く。

名誉会長	現学校長を推す
名誉副会長	現事務局長を推す
会長	1名

副会長	2名
理事	5名
書記	2名
会計	2名
会計監査	2名
顧問	若干名
常任委員	若干名
委員	若干名

第7条 役員の任期は原則として2ヵ年とし、再任は妨げない。

第8条 委員は、同期卒業会員中よりその互選によって選出し、原則として各クラス2名とし、その任期は限らない。

第9条 役員の任務

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会務を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を掌握し本会の重要事項を審議する。
- (4) 会計は、本会の会計を執行する。
- (5) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は本会に助言を行う。

### 第5章 代議員

第10条 本会に代議員を置く。

- (1) 代議員は100名に1人を学科の推薦に基づいて、会長がこれを委嘱する。
- (2) 代議員は総会に出席して意見を述べ議決に参加するものとする。
- (3) 代議員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

### 第6章 総 会

第11条 総会

- (1) 総会は代議員の3分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、本会の最高決定機関として存在し、原則として年1回定例総会を開催する。

但し会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

- (2) 次に掲げる事項は、総会の承認を得なければならない。
- ①規約の制定および改廃
  - ②その他、理事幹事会が必要と認めた事項
- (3) 総会の普通決議は、出席者の過半数、特別決議は3分の2以上の同意がなければ成立しない。

## 第7章 役員会

### 第12条 理事会

- (1) 理事会は会長、副会長、理事、会計をもって構成する。
- (2) 理事会は本会の事業の企画、運営にあたる。
- (3) 次に掲げる事項は、理事会の承認を得なければならない。
- ①本会の収支決算および事業計画
  - ②本会の運営上の重要事項
- (4) 理事会は本会の年間活動報告を総会に行う。
- (5) 理事会は少なくとも年1回、会長が招集する。

### 第13条 特別委員会

理事は本会の目的達成上必要と認めたことについて、専門に業務を行う特別委員会を設置することができる。

- ①総務委員会
- ②名簿委員会
- ③新聞委員会
- ④表彰委員会
- ⑤Web委員会

## 第8章 会計

第14条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

第15条 本会の経費は会費、寄付金等をもってこれに充てる。

第16条 即納の会費・寄付金等は返還しない。

## 第9章 付則

第17条 本会則は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第18条 この会則は、平成14年4月1日より施行する。

この会則は平成28年4月1日より一部改正により施行する。